

盛岡大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 本学はキリスト教精神により、教育基本法及び学校教育法に則り、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力と幅広い教養を身につけた人材を育成し、以て広く社会の発展に寄与することを目的とする。

2 幼児教育科においては、幼児教育及び保育に関する専門的知識を授けるとともに、その実践のために必要な技能を養い、専門の職業に携わる人材を育成する。

(自己評価等)

第1条の2 本学は教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うための組織の設置並びにその運用に関し必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

第1条の3 本学は授業内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施する。

2 前項の研修及び研究を行うための組織の設置並びにその運用に関し必要な事項は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第2条 前条の目的を達成するため、本学に幼児教育科を置く。

(定員)

第3条 本学の学生入学定員及び総定員は次のとおりとする。

幼児教育科 入学定員 150名

総定員 300名

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2か年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学校法人盛岡大学創立記念日 6月15日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項の第4号から第6号の休業日の期間については、該当年度の学年暦に基づいて学長が別に定める。

3 必要がある場合、学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変

更することができる。

4 第1項の休業中、適宜開設科目の授業等を行うことがある。

(授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め年間35週にわたるものとする。

第4章 教育課程

(開設授業科目及びその単位数)

第9条 教育課程は、教養教育科目、専門教育科目とし、教養教育科目は、教養科目系、外国語科目系、体育科目系に区分する。なお、その授業科目、単位数及び授業形態は、別表1のとおりとする。

(教職に関する科目)

第10条 本学に、幼稚園教諭二種免許状取得に関する科目を置く。

2 前項の授業科目と単位数は、別表2のとおりとする。

3 履修方法は、盛岡大学短期大学部教職課程履修要領のとおりとする。

(保育士資格のための科目)

第10条の2 本学に、保育士資格取得に関する科目を置く。

2 前項の授業科目と単位数は、別表3のとおりとする。

(社会福祉主事任用資格のための科目)

第10条の3 本学に、社会福祉主事任用資格取得に関する科目を置く。

2 前項の授業科目と単位数は、別表4のとおりとする。

(児童厚生指導員資格のための科目)

第10条の4 本学に、児童厚生二級指導員資格取得に関する科目を置く。

2 前項の授業科目と単位数は、別表5のとおりとする。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第11条 学生は、次の単位を含めて合計62単位以上を履修しなければならない。なお、開設授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法は別表に従うものとする。ただし、履修科目として登録できる単位数は前期及び後期においてそれぞれ45単位を上限とする。

(1) 教養教育科目については、12単位以上

(2) 専門教育科目については、50単位以上

(履修すべき科目の登録)

第12条 学生は毎学年度の当初に当該学年において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(単位取得の認定)

第13条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第14条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行なうことができる。

(試験等の受験資格)

第15条 当該授業科目の履修について、年度当初に登録していない者は、試験を受けることが

できない。

(追試験・再試験)

第16条 病気等、やむを得ない事情により試験等を受けることができなかった者は、所定の手続きを経て追試験を受けることができる。

2 定期試験において、合格点に達しなかった者は、所定の手続きを経て再試験を受けることができる。

(学習の評価)

第17条 試験等の評価は、S、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 価
100点－90点	S
89点－80点	A
79点－70点	B
69点－60点	C
59点－ 0点	D

(単位の計算方法)

第18条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 本学において教育上有益と認めるときは、入学する前に他の短期大学又は大学において修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したのものとして30単位を超えない範囲で認定することができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、入学する前に学生が行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学の授業科目の履修により修得したのものとして30単位を超えない範囲で認定することができる。

3 第1項及び第2項それぞれを合わせる場合にあっては30単位を超えない範囲とし、転入学の場合は別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第20条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第20条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 第20条第1項で修得したとみなした単位数と第1項で修得したとみなした単位数をそれぞれ合わせる場合は、30単位を超えない範囲とする。

(認定単位数とみなし単位数の合計)

第20条の3 第19条第1項及び第2項で認定した単位数と第20条第1項又は第20条の2第1項でみなした単位数を合わせる場合は、30単位を超えないものとする。

2 第20条第2項で修得したとみなした単位数と第19条第1項及び第2項で修得したと認定した単位数並びに第20条第1項及び第20条の2第1項で修得したとみなした単位数を合

わせるときは、45単位を超えない範囲とする。

(卒業の要件)

第21条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、第11条各号に定めるところに従い、合計62単位以上を修得しなければならない。

(資格の取得)

第22条 幼稚園教諭二種の教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を別表2に基づき修得しなければならない。

2 保育士資格を得ようとする者は、第21条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める科目及び単位数を別表3に基づき修得しなければならない。

3 社会福祉主事任用資格を得ようとする者は、社会福祉法に定める科目及び単位数を別表4に基づき修得しなければならない。

4 児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、第21条に規定する卒業の要件を充足し、所定の科目及び単位数を別表5に基づき修得しなければならない。

5 本学において取得できる免許及び資格の種類は次のとおりとする。

(1) 幼稚園教諭二種免許状

(2) 保育士資格

(3) 社会福祉主事任用資格

(4) 児童厚生二級指導員

(課程修了の認定及び卒業)

第23条 本学に2年以上在学し、第21条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第24条 前条の規定により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第6章 入学、退学、転学、休学及び除籍

(入学の時期)

第25条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学することのできる者)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の出願資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
(入学の出願及び選考)

第27条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に、入学検定料30,000円を添えて提出しなければならない。

2 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
(再入学)

第28条 願いにより本学を退学した者が退学後再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 前項の場合、退学前に取得した単位の全部又は一部を既に取得したのものとして認めることがある。この認定は、教授会の議を経て学長が行なう。

3 再入学に関し必要な手続きは別に定める。
(転入学)

第29条 本学には転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は別に定める。
(入学に関する手続き等)

第30条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定する期日までに、本学所定の書類を、入学金250,000円を添えて提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
(保証人)

第31条 入学届には、保証人を立てなければならない。
(退学)

第32条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転学)

第33条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(休学)

第34条 疾病、その他のやむを得ない事情により、継続して3か月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ、学長に申し出て、その許可を得なければならない。

2 前項のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
(休学の期間)

第35条 休学の期間は、継続して1か年を限度とし、その年次を超えてはならない。ただし、学長が必要と認めた場合は、さらに休学期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条の在学年限に算入しない。

(復学)

第36条 休学期間満了のとき又は休学期間であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第39条に定める学納金を納入期限又は延納期限若しくは分納期限までに督促してもなお納入しない者

(2) 第4条に規定する在学年限を超えた者

(3) 死亡又は行方不明の者

(復籍)

第38条 前条第1号の定めに基づき除籍をされた者が復籍を希望するときは、除籍の通知を受けた日から1か月以内に限り、学長の許可を得て復籍することができる。

2 前項の復籍願は、未納であった学納金を完済後でなければすることができない。

第7章 学納金及び実費徴収金

(学納金)

第39条 本学における授業料その他の学生納付金（以下「学納金」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 授業料 年額 620,000円

(2) 施設設備費 年額 120,000円

(3) 教育充実費 年額 100,000円

2 学納金は、原則として2期に分けて、前期分は4月に、後期分は10月に学納金納入通知書の定めるところにより納入するものとする。

3 経済的事由等特別の事情があつて、学納金の分納又は延納の必要が生じたときは、納入期限到来前に学長の承認を受けなければならない。

4 休学の許可を受けた者の休学期間中の学納金の納入は免除する。

5 休学期間の始期又は終期と学納金の納期の始期又は終期が異なる場合における学納金の免除額と復学後の学納金の納入額の計算方法は次による。

(1) 休学期間の始期が学納金の納期の中間時であるときの学納金の免除額は月割計算方法で算定した額とする。

(2) 休学期間の終期が学納金の納期の中間時であるときの復学後の学納金の納入額は当該納期に係る所定の学納金の額から当該期間に係る学納金の免除額を差し引いた額とする。

(納付した学納金)

第40条 納付した学納金は原則として還付しない。

(退転学等の場合の未納金の処理)

第41条 未納の学納金は、退学又は転学しようとするときは事前に、退学若しくは停学を命ぜられたとき又は除籍されたときは、その日から1か月以内に完納しなければならない。

(実費徴収金)

第42条 第39条に定める学納金のほか、学生教育研究災害傷害保険料は全員から入学時に、教育実習費、海外研修費その他の実費徴収金は、それぞれの履修者その他の関係者から実施年次にその実費を徴収する。

2 前項に規定する実費徴収金の種類、金額、徴収方法その他の細目は別に定める。

第8章 教職員の組織及び職務

(教職員の組織)

第43条 本学に、学長、短期大学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

(教職員の職務)

第44条 学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 短期大学部長は、教授が兼ね、学長を補佐する。

3 学科長は、教授が兼ね、学科に関する教育研究その他の校務をつかさどる。

4 教育職員の職務は別に定める。

5 事務職員及び技術職員の職務は別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

第45条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第46条 教授会は、学長、教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第47条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は、教授会の構成員の3分の2以上から議題を示して要求があった場合には、要求のあった日から2週間以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第48条 教授会は構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

(審議事項)

第49条 教授会においては、次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の運営)

第50条 その他教授会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、委託学生及び外国人学生

(研究生)

第51条 教授の指導を受けて、特定の専門科目を研修しようとする者があるときは、学生の修学に支障をきたさない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本学において、特定の科目について履修することを願ひ出るものがあるときは、学生の修学に支障をきたさない限り、選考のうえ、科目等履修生として科目等履修を許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、第13条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

(特別科目等履修生)

第52条の2 幼稚園教諭免許状所有者又は幼稚園教諭免許状取得見込みの者で保育士資格を取得するために本学で開設する特定の科目の履修を願ひ出るものがあるときは、特別科目等履修生として科目等履修を許可することがある。

2 特別科目等履修生の保育士試験免除対象科目の履修等に関して必要な事項は別に定める。

(委託学生)

第53条 官庁又は公共団体から特定の授業科目について修学することを委託された者があるときは、学生の修学に支障をきたさない限り、選考のうえ、委託学生として入学を許可することがある。

2 委託学生に関し必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第54条 外国人で本学に入学を希望する者は選考のうえ、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関し必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(褒賞)

第55条 学生として品行方正、学業優秀で、他の模範となる者は、学長は教授会の議を経て、これを褒賞することがある。

2 褒賞に関し必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第56条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経て、次の区分により懲戒する。

(1) 戒告

(2) 謹慎

(3) 停学

(4) 退学

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改める見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第12章 公開講座

(公開講座等の開設)

第57条 本学は社会人の教養を高めるため、適時に公開講座又は講習会等を開設する。

2 学生の教育に支障のない限り、国民生活の合理化を推進するため、学外の諸団体と協力して、保育指導等を行う。

3 前項に関し必要な事項は別に定める。

第13章 図書館

(図書館)

第58条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第14章 寄宿舍等厚生補導施設

(寄宿舍等)

第59条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍等厚生補導施設の運営に関し必要な事項は別に定める。

第15章 地域連携センター

(地域連携センター)

第60条 本学に地域連携センターを置く。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第16章 教員養成サポートセンター

(教員養成サポートセンター)

第61条 本学に教員養成サポートセンターを置く。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第17章 情報システムセンター

(情報システムセンター)

第62条 本学に情報システムセンターを置く。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第18章 奨学制度

(奨学制度)

第63条 本学に給付、貸与及び学費減免の奨学制度を置く。

2 奨学制度に関する規定は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日より施行する。

昭和40年4月1日一部改正

昭和47年4月1日一部改正

昭和50年4月1日一部改正

昭和51年4月1日一部改正

昭和52年4月1日一部改正

昭和53年4月1日一部改正

昭和54年4月1日一部改正

昭和55年4月1日一部改正

昭和56年4月1日一部改正

昭和58年4月1日一部改正

昭和59年4月1日一部改正

昭和60年4月1日一部改正

昭和61年4月1日一部改正

昭和62年4月1日一部改正

昭和63年4月1日一部改正

平成2年4月1日一部改正

平成2年12月14日一部改正

平成4年4月1日一部改正

平成5年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成7年4月1日一部改正

平成8年4月1日一部改正

平成10年4月1日一部改正

平成11年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成13年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成18年1月1日一部（学位授与、教育課程表）改正

平成19年4月1日一部（学校教育法の改正に伴う変更）改正

附 則

- 1 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正学則施行日の前日において現に在学する学生にかかる改正後の第17条第2項の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する
- 2 改正後の学則第3条第1号にかかわらず、改正学則の施行日の前日において在学する学生が卒業するまでの間の収容定員を次のとおりとし、教育条件の維持に務め食物栄養科を存続する。

平成22年度食物栄養科 総定員100名

附 則

この改正学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則（入学資格の改正、教師教育センター設置）

この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則（食物栄養科の廃止、教育課程表の改正等）は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則施行日の前日において現に在学する学生にかかる改正後の第17条の規定並びに別表1から別表5までの適用については、なお従前の例による。

附 則（比較文化研究センターの廃止及び地域連携センターの設置並びに共通機関の名称変更）

この改正学則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則施行日の前日において現に在学する学生にかかる改正後の別表1から別表3及び別表5の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則施行日の前日において現に在学する学生にかかる改正後の別表1から別表4の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（情報システムセンター）

- 1 この改正学則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（奨学制度）

- 1 この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。